

## 新型コロナウイルス「緊急事態宣言」の延長に ともなう河川の利用について(お願い)

木曾三川の河川空間につきましては、誰もが自由に利用できる空間として、皆さまにご利用して頂いていますが、新型コロナウイルス対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が5月末まで延長され、特に、木曾三川流域である岐阜県、愛知県については、重点的に感染防止の取り組みを進める必要がある「特定警戒都道府県」に引き続き位置づけられています。

つきましては、河川空間の利用において、人と人との接触機会を削減するため、密集状態が発生するおそれのあるバーベキュー、キャンプなどの行為での利用を控えて頂くよう、引き続きお願い致します。

期 間 : 令和2年5月31日(日)まで <緊急事態宣言の期間>

問合せ先 : 国土交通省 木曾川上流河川事務所

(岐阜市忠節町5-1)

T E L : 058-251-1321(代表)

副 所 長 加藤 智幸

管理課長 内田 雅之



密集した利用は避けましょう。